

一般財団法人日本データ通信協会
令和8年度事業計画
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

当協会は、昭和48年12月の創設以来、高度化し、多様化する情報通信ネットワーク社会において安心・安全なデータ通信を実現するために各種事業に取り組んできた。

この目的を達成するため、「情報通信分野における人材育成」と「情報通信セキュリティ対策」を2つの柱として実施してきており、令和8年度もこの方針に変更はない。

なお、令和7年度においては、引き続き受験者減少が継続しているが、受験者等の拡大に向けて関係事業者への働きかけに注力するとともに、情報通信分野の人材育成に向けて関係団体との連携に積極的に取り組んだ。あわせて、情報セキュリティを含めた業務実施環境の整備を進め、各部門における安定的な業務推進のため、関係企業・団体の協力も得つつ専門人材の確保に努めたところである。

1 情報通信分野における人材育成

(1) 電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験

電気通信事業法に基づく指定試験機関として、試験問題及び解答にミスがないこと並びに厳正かつ公平、公正な試験執行を確保すべく試験業務を実施している。

令和7年度は、令和6年8月からの試験手数料見直しにより収入減に歯止めをかけたが、申請者数の減少傾向は継続し、特に電気通信主任技術者試験では大幅な減少となった。

令和8年度についても引き続き厳正かつ公平、公正な試験執行に努め、国家試験運営に支障をきたさないことを前提に、申請者数の減少を踏まえ、利便性に影響を与えない範囲で、試験地所在の行政庁舎内会議室を試験会場として借用する等、制約を設けずにコスト削減を推進する。

また、工事担任者試験（総合通信、第一級デジタル通信及び第一級アナログ通信）のC B T化について、実現可能な実施方法や体制、コスト等の検討をさらに進める。

(2) 電気通信主任技術者講習

令和8年度は第4期（令和6～8年度）の最終年度となり、講習終了後3年以内の再講習者及び人事異動等で新たに選任された者が対象になることから420人程度の受講者を見込み、受付開始を6月とし、法令改正等を踏まえてテキストの追補版を提供する。

受講者管理のシステム化により効率化を図るとともに、第5期に向けてさらなる改善策、利便性向上策を検討する。

(3) 工事担任者養成課程（e L P I T）

eラーニングによる「工事担任者養成課程e L P I T」はサービス提供開始から20年を超え、システムの安定的な運用が図られている。令和8年度は受講生や教育担当者に向けた更なるサービス・学習コンテンツの充実や操作性等の利便性向上を図っていく。一方、受講者数の減少に歯止めをかけるべく「e L P I T」の優位性を訴求し、認知度を高めるような営業・広報施策を推進する。

(4) 情報通信エンジニア資格制度

「スキルアップガイドライン委員会」及び「同ワーキンググループ」を引き続き開催し、研修内容の充実・最適化を図る。長期連続更新者に対する表

彰状及び特別な資格者証の発行による、更新継続者数の維持とモチベーションの向上を継続するとともに、新規申込者拡大へ向けた広報・営業活動を推進する。また、テキストの電子化、紙テキストの選択制導入等による利便性向上・費用抑制策の検討を進める。

2 情報通信セキュリティ対策

(1) 迷惑メール送信適正化

迷惑メール・SMSは、従来からの広告宣伝メールとは異なる態様のものが依然増加しており、生成AIの出現により日本語表現の不自然さが急速になくなる等、誰もが詐欺被害に巻き込まれ得る深刻な状況となってきた。

益々悪質化・巧妙化する迷惑メール・SMSの送信手法に対応するためには、利用者のデジタルリテラシーの一層の向上と防止技術の普及促進が重要な課題となっている。

令和8年度は、これらに対処すべく生成AIの活用も想定した迷惑メール相談センター業務の高度化・効率化を検討しながら、様々なステークホルダーとの一層の連携の下、「リテラシー向上と防止技術普及に向けた情報発信の充実」「迷惑メール対策の効果的推進に向けた関係組織等との連携」「迷惑メール・SMSに関する情報収集及び情報提供」「特定電子メールの送信の適正化等に関する調査」を継続する。

(2) トラストサービスセンター

令和8年度は、時刻認証業務総務大臣認定制度における指定調査機関としての調査業務を継続するとともに、同制度の安定的な運営に資するため環境整備を推進する。また、eシールに係る認証業務総務大臣認定制度においては、指定調査機関として調査業務の円滑な開始に向けて着実に準備を進め、関係者と緊密に連携しつつ、制度の早期開始に貢献すべく努める。

(3) 電気通信分野における個人情報保護

令和8年度は、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体として、会員事業者向けに個人情報の適正な取扱いに係る情報提供を継続する。

具体的には、全国の総務省総合通信局の協力を得て「個人情報保護法説明会」を開催し、個人情報保護法を取り巻く最新動向を踏まえた情報の提供及び新規対象事業者の獲得を図る。さらに、個人情報保護委員会や関係省庁と連携し、苦情・相談を迅速かつ適切に処理し、電気通信分野での個人情報取扱いに係る活動の推進を図る。

(4) プライバシーマーク付与認定

令和6年10月に改訂された新「構築・運用指針」(JIS Q 15001 準拠)の勉強会を継続実施し、その定着を図り、本指針に則った審査活動を着実に実施していく。

令和8年度は、個人情報保護法の改正の有無を見極め、必要に応じて更新申請事業者向けセミナーや新制度移行時の注意点及び最新のセキュリティ動向を紹介するセミナーを計画する。

また、令和7年度に実施した外部審査員の業務環境のセキュリティ対策に加え、ランサムウェア等への対策を強化するとともに、生成AIの活用も含めた審査品質の向上と効率化を引き続き検討する。

3 企画広報活動

情報通信分野の次世代を担う若手(学生や企業を含む)に積極的に資格の重要性・魅力・価値の周知広報をすすめ、情報通信分野の人材育成を促進する。

(1) 学校、企業への資格の周知広報

各地域の広報専門役を活用し、学校、企業への個別訪問による周知広報を行う。学校向けには、工業高校だけでなく専門学校や職業訓練校等にも範囲を広げ、熱心に資格指導されている先生へのヒアリング及び支援を行い、情報通信人材教育研究会プラットフォームの紹介等資格指導に有益な情報発信を進める。企業向けには、関係機関との連携による資格取得の魅力を訴求し、実務経歴の活用方法やeLPIT、情報通信エンジニアの紹介等、各社の状況に応じた周知広報を行う。また、トップセールスによる関係者への働きかけを行うとともに、企業の資格保有者インタビュー記事の作成等、企業と学校の連携促進を図る。さらに、情報通信分野の人材確保にかかる、総務省はじめ関係団体の取り組みを注視し、適切に連携・対応する。

(2) 協会会員企業への情報提供

総務省及び総合通信局等から発信される情報や協会の活動状況等のうち、会員企業にとって有益と考えられる情報を会員企業へ提供する。